

## 医療法人マックスール巽病院 臨床倫理綱領

- 私たちは、患者様の生命・尊厳および権利を尊重します。
- 私たちは、医療の内容をよく説明し、信頼を得るよう努力します。
- 私たちは、医療人として責任の重さを自覚し、より安全性の高い医療を提供します。
- 私たちは、患者の個人情報を守り、法規範を遵守します。
- 私たちは、地域の医療機関、介護施設ならびに行政機関等と連携し、医療に加えて保健・介護・福祉分野に貢献します。



医療法人マックスール 巽病院

## 倫理委員会規程

(目的)

第1条 本委員会は、医療法人マックスシール異病院（以下「病院」という）で問題となる、臨床における倫理について審議し、患者の権利の尊重、擁護を図ることを目的として設置する。

(審査対象)

第2条 この規程の審査対象は以下のとおりとする。

- ① 臨床倫理に関する方針の策定及び改定に関すること
- ② 臨床において発生した倫理的な問題に関すること
- ③ 病院職員が行う医療行為のうち、倫理的検討を必要とするもの
- ④ 臨床倫理に関し、院長から諮問された事項の調査及び検討に関すること

(委員会の構成)

第3条 委員会は次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- ① 副院長、診療科を代表する医師、業務推進部長、看護部長、薬剤科マネージャー、安全管理責任者
  - ② 院外の法律学の専門家等人文・社会科学の有識者
- 2 院長は副院長から委員長を指名し、委員長は委員を指名する。また、委員長は委員の中から副委員長を指名する。
- 3 委員の任期は2年とし再任を妨げない。
- 4 委員の任期期間内に欠員を生じた場合は、病院長は速やかに後任を選任し委嘱する。この場合、当該委員の任期は残任期間とする。

(審査委員会)

第4条 委員会は病院長の諮問に応じて開催する。

- 2 委員会は、委員の3分の2以上及び第3条第1項②又は③に示す委員の1名以上の出席がなければ開くことはできない。
- 3 病院長は会議に出席することはできるが、審議及び採決に参加することはできない。
- 4 委員会は、前条により申請された内容について、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。
  - ① 対象となる個人への人権の擁護
  - ② 対象となる個人への利益と不利益並びに危険性
  - ③ 対象となる個人の理解と同意を得る方法
  - ④ 医学的貢献度
- 5 審査経過及び判定結果は記録として5年間保存する。
- 6 委員会の委員は、職務上知り得た情報を正当な理由なく漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(判定)

第5条 審査の判定の区分は、次の各号のいずれかによる。

- ① 承認
- ② 条件付承認
- ③ 不承認
- ④ 非該当

2 判定は、出席委員の3分の2以上の合意によるものとする。

(議事録)

第6条 審査経過及び判定は議事録をもって運営会議および病院長に報告しなければならない。

(結果通知)

第7条 病院長は、審査結果通知書(様式3)をもって審査結果を申請者に通知する。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、マネジメント課に置き、次の事務を行う。

- ① 倫理審査申請書の受理と委員会への審査資料の提出
- ② 委員会名簿や開催状況などの厚生労働大臣への報告
- ③ 議事録の作成

附則

この規程は、平成27年9月1日より施行する。